金融商品取引法の一部を改正する法律案要綱

情報通信技術の進展等の我が国の金融及び資本市場をめぐる環境変化に対応するため、株式等の高速取引に関する法制の整備、金融商品取引所グループ内の共通・重複業務の集約の容易化、上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備等の措置を講ずる必要がある。このため、金融商品取引法の改正を行うこととする。

- 一 金融商品取引法の一部改正
 - 1. 株式等の高速取引に関する法制の整備
 - (1) 登録制の導入
 - ① 「高速取引行為」の定義を定めることとする。 (第2条関係)
 - ② 高速取引行為を行う者(金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を除く。)は、内閣総理大臣の登録を受けなければならないこととし、高速取引行為に係る業務の内容及び方法を記載した書類の提出、登録拒否事由その他の登録手続に関する規定を整備することとする。

(第 66 条の 50~第 66 条の 54 関係)

- ③ 高速取引行為者(②の登録を受けた者をいう。以下同じ。)について、業務管理体制の整備、禁止行為、業務の運営に関する規制、業務に関する帳簿書類の作成及び保存その他の業務及び経理に関する規定を整備することとする。 (第66条の55~第66条の59関係)
- ④ 高速取引行為に係る業務開始の届出、高速取引行為者に対する報告徴取及び検査、業務改善命令、業務停止命令、登録取消しその他の監督に関する規定を整備することとする。 (第 66 条の 60~第 66 条の 67 関係)
- (2) 金融商品取引業者等に関する規定の整備

金融商品取引業者等が高速取引行為を行う場合における内閣総理大臣への届出等に関する規定を整備することとする。

(第29条の2、第31条、第33条の3、第60条の2関係)

(3)無登録者による取引の受託の禁止

金融商品取引業者等は、高速取引行為者(金融商品取引業として高速取引行為を行う金融商品取引業者等を含む。)以外の者が行う高速取引行為に係る取引を受託してはならないこととする。 (第38条関係)

(4) 金融商品取引所による調査等

金融商品取引所は、取引を公正にし、投資者を保護するため、高速取引行為を行う者の調査その他の必要な措置を講ずるものとすることとする。

(第85条の5関係)

2. 上場会社による公平な情報開示に係る規制の整備 上場会社が公表されていない重要な情報を金融商品取引業者、投資家等に伝達 する場合、インターネット等を利用した当該情報の公表を求めることとする。 (第 27 条の 36~第 27 条の 38 関係)

- 3. 証券決済用の投資信託に係る証券会社による損失補塡に関する規定の整備 有価証券の売買等の決済に関連して用いられる一定の投資信託については、そ の元本に生じた損失を証券会社等が補塡することが可能であることを明確化す ることとする。 (第39条関係)
- 4. 金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化
- (1) グループ内の共通・重複業務の集約

金融商品取引所は、内閣総理大臣の認可を受けて、その属するグループ内の 二以上の会社(金融商品取引所を含む場合に限る。)に共通する業務であって、 当該業務を当該金融商品取引所において行うことが当該グループの業務の一 体的かつ効率的な運営に特に資するものを、当該会社に代わって行うことがで きることとする。 (第87条の2関係)

(2) 外国取引所等への出資の柔軟化

金融商品取引所又は金融商品取引所持株会社が、現に子会社の範囲を超える外国会社を子会社としている外国取引所等を子会社とすることにより当該外国会社を子会社とする場合には、原則5年間、子会社の範囲に係る規制を適用しないこととする。 (第87条の3、第106条の24関係)

(3) グループにおける経営管理の充実

金融商品取引所持株会社(金融商品取引所持株会社を有さないグループの場合は、グループ頂点の金融商品取引所)は、その属するグループの経営の基本方針の策定及びその適正な実施の確保等、当該グループの経営管理を行わなければならないこととする。 (第87条の4の2、第106条の23関係)

5. その他

その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 その他

1. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。 (附則第1条関係)

2. 経過措置等

- ① 所要の経過措置等を定めることとする。
- ② 金融商品取引法の改正に伴い、関係法律の改正を行うこととする。